

所長の部屋

2024年12月



地域、事業者の皆さんに知って頂きたいこと

働きながら不妊治療を行う困難さについて 第三報

～今回のアンケートの結果について～

福島県 県南保健福祉事務所

Ken-nan Public Health and Welfare Office of Fukushima Prefecture

今回のテーマは？

少子高齢化が急速に進行している我が国では、今後子供を増やしていくことは喫緊の課題です。

そんな中、晩婚化や晩産化を背景に、なかなか子供ができない夫婦がふえており、結果として、不妊治療の件数は年々増加しています。

そこで今回は、

不妊治療

と

2021年(令和3年)に当所で実施した

「不妊治療と仕事の両立」に関するアンケート まとめと振り返り

さらには、

2023年(令和5年)に再度当所で実施した

「不妊治療と仕事の両立」に関するアンケート(事業所篇) の結果

について

数回に分けて お話しします

不妊治療と仕事の両立支援の 今後の方向性

治療と仕事の
両立

有給休暇がとりやすい

休むために仕事の調整がしやすい

職場に
治療を受けている
ことを話すこと

職場の
不妊治療に対する
理解を得る

同時に行われること

話しやすい雰囲気づくり

サポート体制の整備

職場

上司や同僚の理解を
深める研修の実施

環境整備

理解を
深める

「仕事と不妊治療の両立支援に関するアンケート」 事業者篇 について

近年の晩婚化や晩産化を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しています。

日本では、実際に**4.4組に1組**の夫婦が、**不妊の検査や治療を受けたことがある**とされています。(出典：第16回出生動向基本調査) さらに、働きながら不妊治療を受けている方も増加している一方で、厚生労働省の調査結果によると、不妊治療と仕事の両立ができず、**11%の人が離職**しています。

県南保健福祉事務所では、不妊治療と仕事の両立の実態を把握するため、**県南管内で2021年度に特定不妊治療費助成事業の申請をした方を対象に「不妊治療と仕事の両立に関するアンケート」**を実施しました。

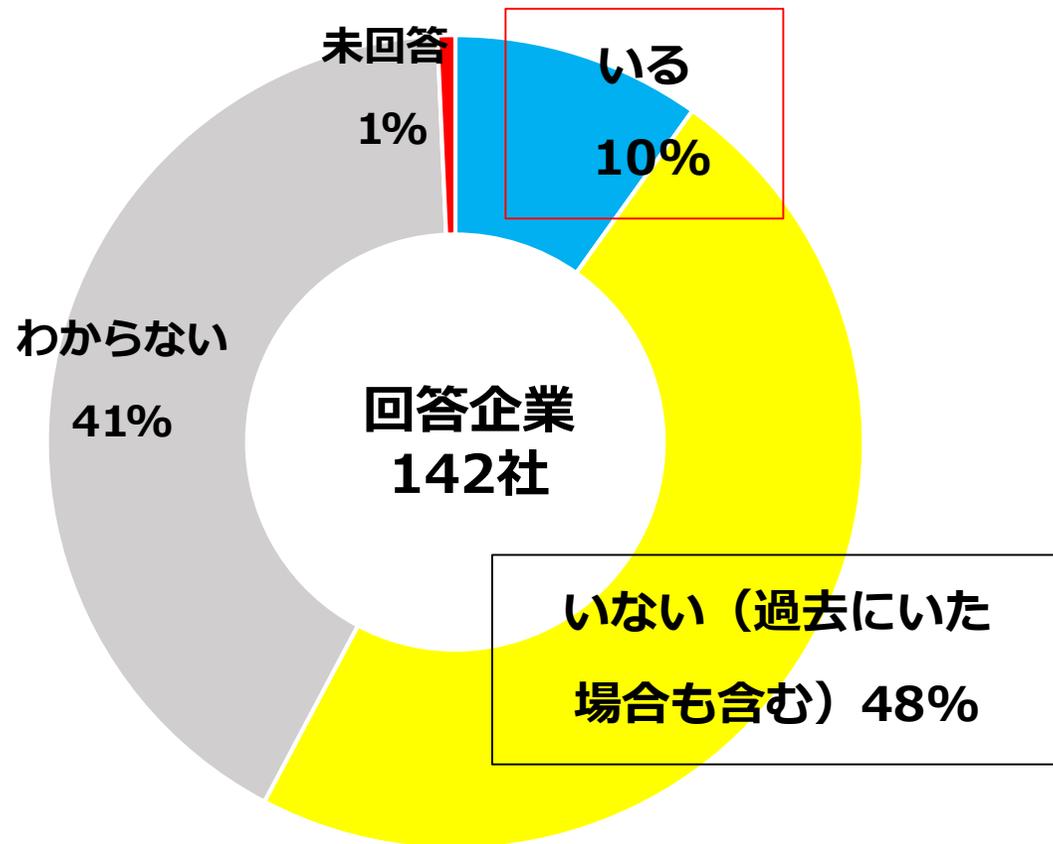
さらに**2023年度には、企業における不妊治療と仕事の両立のための支援の実態について**明らかにするとともに課題の整理を行うため、**管内の企業（主に製造業の企業）を対象に「仕事と不妊治療の両立支援に関するアンケート」**を実施しました。

⇒ **今回はその結果について、お知らせします**

仕事と治療の両立支援に関するアンケート（企業向け） 調査結果について

※産業サポート白河の企業データに掲載されている製造業の中小企業のうち従業員が10人以上の**企業226社**へアンケートを実施。

① 貴社では、不妊治療を行っている従業員がいますか

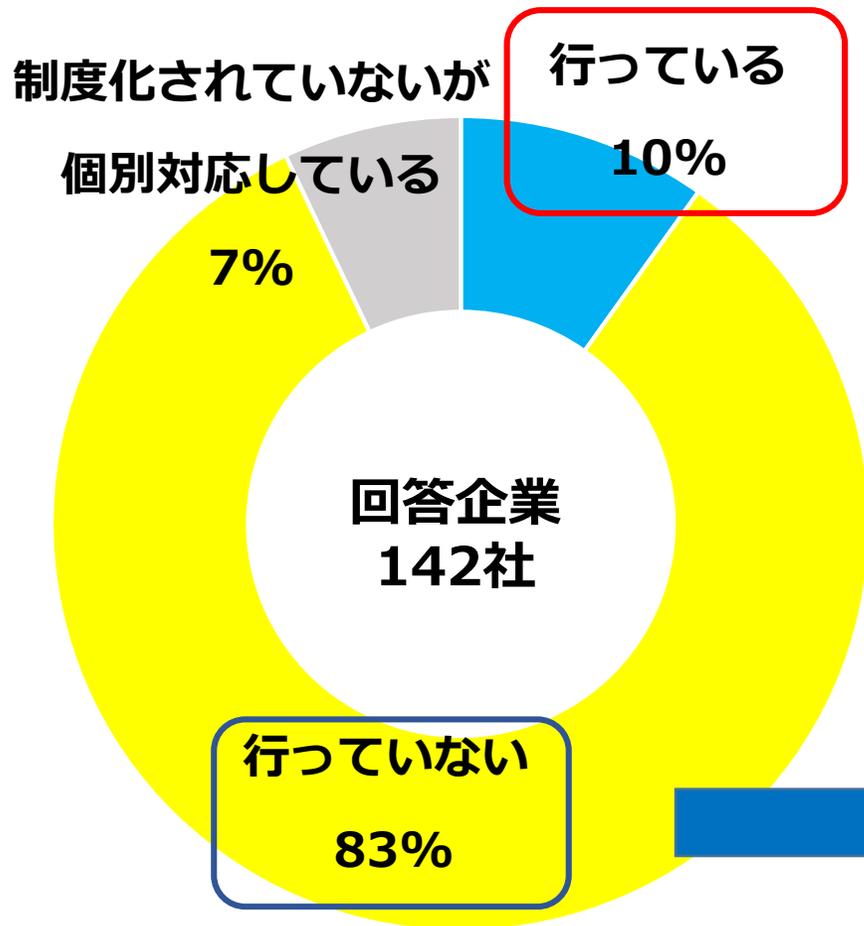


現在、不妊治療を行っている従業員がいる企業は、**10%**。

一方で、不妊治療を行っている従業員がいない企業は、**48%**であり、その中で過去に**不妊治療を行っていた人が無事に出産し、現在、育休中であるという企業が、2%（2社）**ありました。

また、不妊治療を行っている従業員がいるか把握していないという企業が、**41%**ありました。

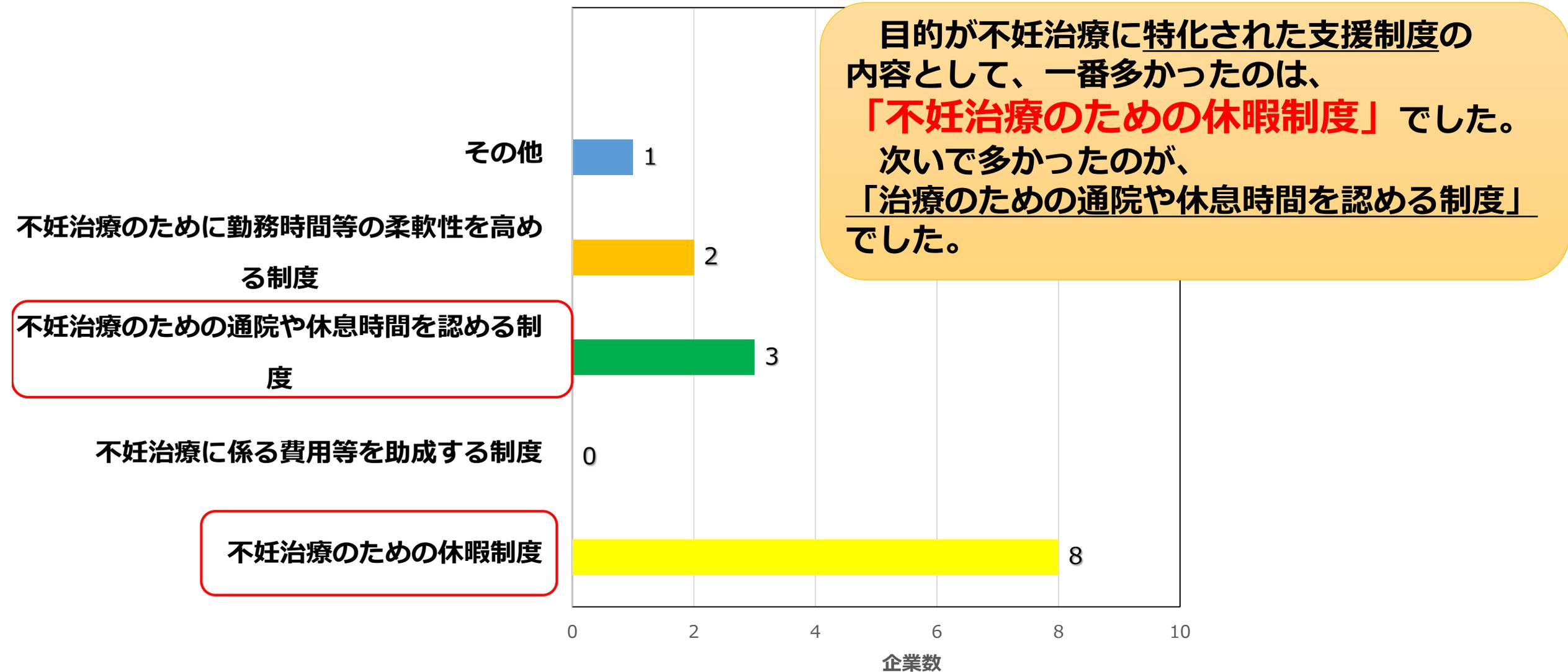
② 不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度や取組を行っていますか



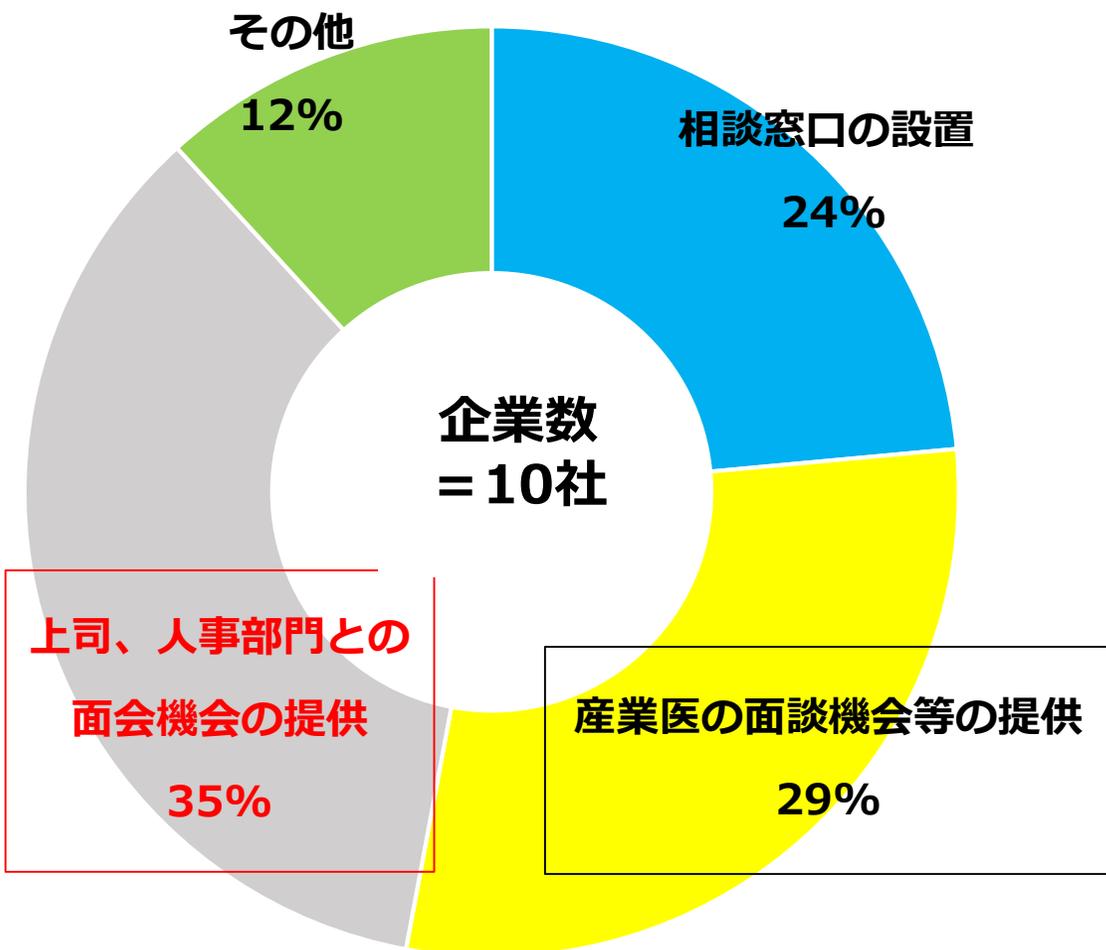
不妊治療をしている従業員が受けられる支援制度や取組を行っている企業は **10%(14社)** そのうち、目的が不妊治療に特化している支援制度、取組を共に実施しているのは **8社**、支援制度または取組のいずれかを実施しているのは **4社**。

現在、支援制度や取組を行っていない企業は、**83%**でしたが、その中には、自由記載欄に今後の対応に関する意見として、「対象の人からの相談があれば個別に対応できるようにしたい」「相談しやすい環境を作りたい」「会社の規定内容を見直したい」といった意見があげられていました。

③ 目的が不妊治療に特化された支援制度の内容（複数回答）



④ 不妊治療を行っている従業員を対象とした、仕事と治療の両立のための取組内容（複数回答）



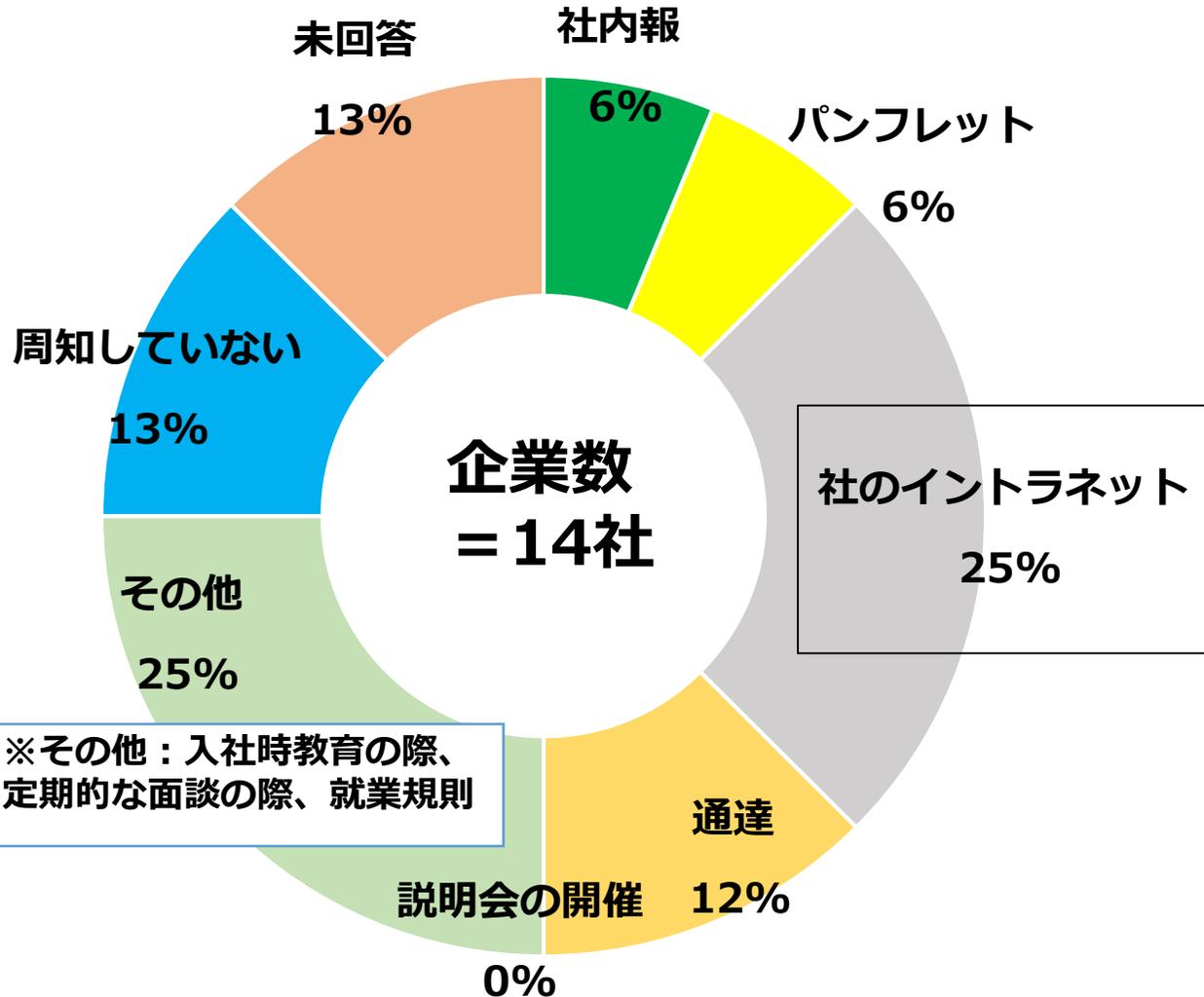
不妊治療を行っている従業員を対象とした、仕事と治療の両立のための取組内容として一番多かったのは、

「上司、人事部門との面接機会の提供」

次いで多かったのが
「産業医の面接機会等の提供」
でした。

※産業医：職場において労働者の健康管理等を効果的に行うため、常時50人以上の労働者を使用する事業者は産業医を選任することとされています。

⑤ 不妊治療のための支援制度や取組についての周知方法 (複数回答)



不妊治療のための支援制度や取組の周知方法として、一番多かったのは、

「社のイントラネット」

次いで多かったのが「**通達**」。
中には企業全体へ周知はしておらず、対象者へ個別に周知している企業もあった。
個別に周知のみで、対象者が不妊治療をしていることを公にしてない場合には、利用できるはずの支援制度や取組が分からず、利用できないという不利益が生じる可能性もある。

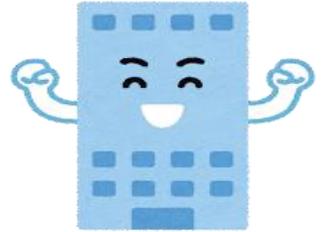
職場での配慮のポイント



働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあります。
もし職場の部下や同僚などから不妊治療を受けていることを相談されたら、
以下のような配慮をお願いいたします

- ① 不妊治療と仕事の両立のために、本人がどのような働き方をしたいのか などのニーズを把握し、そのためにどのような課題や必要なサポートがあるかを考える。
- ② 仕事を頻繁に休んだり、突発的に休まなければならないこともあるため、通院のための休暇取得等にあたり、配慮が必要になる場合があることを理解する。
- ③ 本人の意思に反して、不妊治療を受けていることを他の同僚などに知らせたり、詮索したりすることのないようにする。
- ④ 不妊治療を含む妊娠・出産等に関する否定的な言動が、ハラスメントの発生の原因・背景になり得ることに留意する。（否定的でなくとも、症状や治療の内容、結果等について、むやみに聞き出そうとしたりしない）
- ⑤ 不妊治療に限らず、家庭の事情は全ての人に起こり得ることであり、「お互い様」だということを、社員一人ひとりが理解を深められるよう取り組む。

不妊治療と仕事の両立支援に取り組む意義



企業にとって、不妊治療と仕事の両立の困難により、離職する人材が増えることは、**労働力の減少、ノウハウや人的ネットワーク等の消失、新たな人材を採用する労力や費用の増加などデメリット**をもたらします。

逆に、社員が不妊治療をしながらも、働き続けやすい職場づくりをすることによって、**安定した労働力の確保、従業員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けること等につながり、企業にとっても大きなメリット**となると考えられます。

事業所における両立支援のための取り組み

不妊治療と仕事の両立を支援するための取り組みについて紹介します。
事業所で検討を進める際の参考にしてください。

(出典：厚生労働省「**不妊治療を受けながら働き続ける職場づくりのためのマニュアル**」)

(1) 不妊治療のために利用可能な休暇・休職制度

- ① 不妊治療に特化した休暇制度
- ② 不妊治療に特化しないが、不妊治療も対象となる休暇制度
- ③ 失効年次有給休暇の積立て制度
- ④ 半日単位・時間単位の年次有給休暇の取得制度
- ⑤ 不妊治療に特化した休職制度

(2) 両立を支援する柔軟な働き方に資する制度

- ① フレックスタイム制
- ② 時差出勤制度
- ③ 短時間勤務制度
- ④ テレワーク
- ⑤ 再雇用制度



(3) 不妊治療に係る費用の助成制度

- ① 不妊治療費に対する補助金制度
- ② 不妊治療費に対する貸付金制度

(4) その他、不妊治療に関連する両立支援制度や取り組み

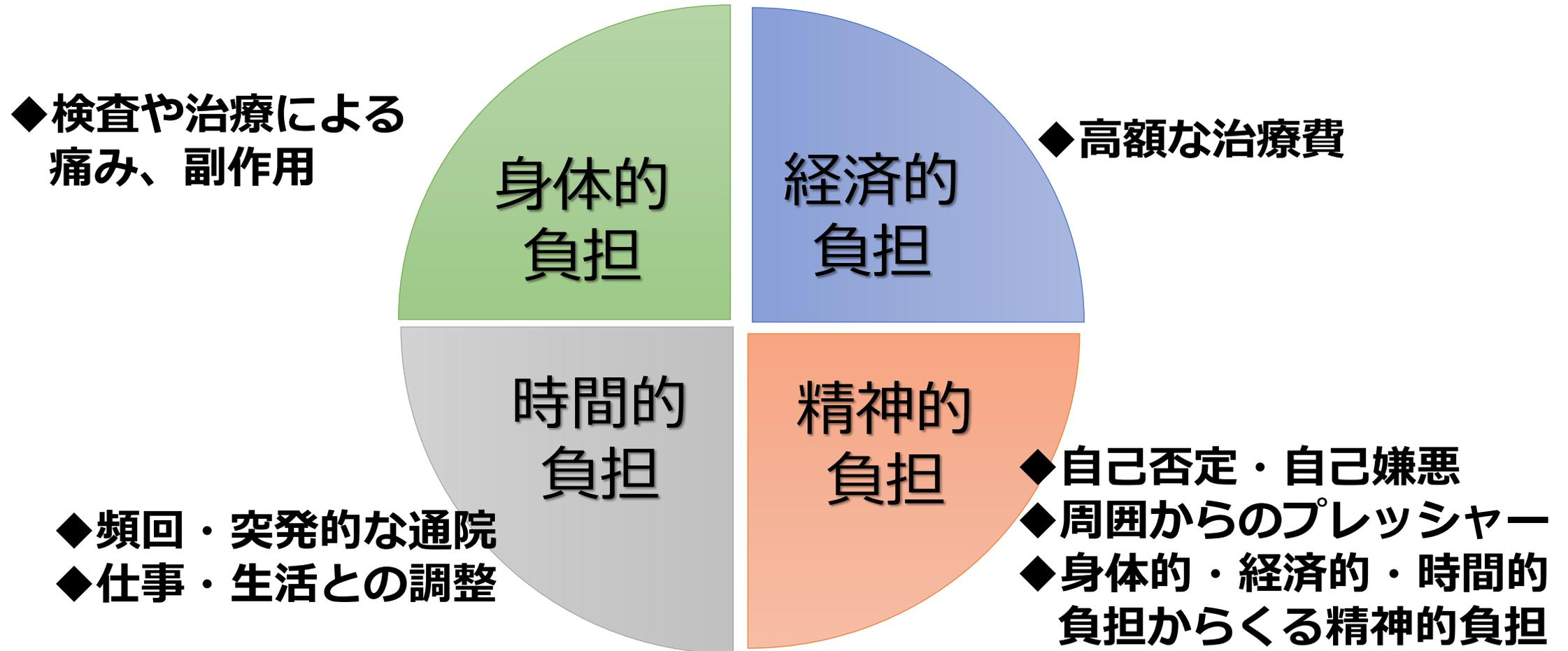
- ① 専門家への相談
- ② e-ランニング
- ③ 研修、セミナー、啓発資料の作成配布等の啓発活動
- ④ 社員ニーズ調査の実施
- ⑤ 人事労務担当、産業医等、産業保健スタッフ、経験者に相談できる体制整備、情報提供

今後の支援の方向性について

- 本調査結果をまとめた「リーフレット」による情報提供
→ **企業などの事業体に不妊治療の現状を知ってもらう**
- 地域・職域連携推進協議会等の機会を利用した
「**不妊治療に関する研修会**」の開催
→ **不妊治療とは？ その内容を知ってもらう**
- 不妊治療等全体に係る相談への対応
→ **治療に係わる悩み等を気軽に相談できる体制作り**
- 県の「不妊治療ネットワーク会議」へ
「**経済的負担**」や「**医療機関の整備**」等、課題の提言
→ **もっと治療しやすい環境作りを**

不妊治療における4つの負担

NPO法人Fineより



一般不妊治療

(3割負担)

一般不妊治療管理料	750円
人工授精料	5,460円

生殖補助医療

(3割負担)

生殖補助医療管理料	管理料①	900円
	管理料②	750円
抗ミューラー管ホルモン検査料		1,791円
採卵料		9,600円
採卵料（個数加算）	1個	7,200円
	2～5個	10,800円
	6～9個	16,500円
	10個以上	21,600円
体外受精料		9,600円
体外受精料（顕微授精実施時）		4,800円
顕微授精料（個数加算）	1個	11,400円
	2～5個	17,400円
	6～9個	27,000円
	10個以上	35,400円
採取精子調整管理料		15,000円
卵子調整加算		3,000円
新鮮精子調整料		3,000円

男性不妊

(3割負担)

Y染色体微小欠失検査	11,310円
精巣内精子採取術（単純なもの）	37,200円
精巣内精子採取術（顕微鏡を用いたもの）	73,800円

不妊治療 治療費

令和6年6月現在

令和4年4月より保険適用化

(3割負担)

受精卵・胚培養管理料（初期胚）	1個	13,500円
	2～5個	18,000円
	6～9個	25,200円
	10個以上	31,500円
受精卵・胚培養管理料（胚盤胞加算）	1個	4,500円
	2～5個	6,000円
	6～9個	7,500円
	10個以上	9,000円
胚凍結保存管理料（初回）	1個	15,000円
	2～5個	21,000円
	6～9個	30,600円
	10個以上	39,000円
胚凍結保存維持管理料		10,500円
精巣内精子凍結保存管理料（初回）		4,500円
上記以外の精子凍結保存管理料		3,000円
採取精子凍結保存管理料（初回）		2,100円
新鮮胚移植料		22,500円
凍結胚移植料		36,000円
アシステッドハッチング		3,000円
高濃度ヒアルロン酸含有培養液		3,000円

不妊治療の保険適用



原則：女性が**43歳未満**

※人工授精は年齢制限なし

新たな対象

- ・人工授精
- ・体外受精
- ・顕微授精
- ・胚移植
- ・胚培養（受精卵の培養）
- ・胚の凍結保存 など



対象外

- ・着床前検査
- ・第三者の卵子・精子提供
- ・子宮内膜検査 など

原則、**自己負担3割**
事実婚も対象

保険適用外の体外受精・顕微授精 又は不妊症検査の費用を助成します

助成要件

- 助成対象者 治療又は検査期間及び申請日において、夫婦双方又はどちらか一方が福島県内に住民票をお持ちの方（事実婚含む）
- 対象 令和6年4月1日以降に終了した治療又は検査

助成区分	助成対象	助成額	助成回数 (※1)
保険適用外となる治療	保険診療と保険適用外の治療を併用する等により全額保険適用外となる治療 ※治療開始時の妻の年齢が43歳未満のものに限る	上限30万円 *採卵を伴わない場合は、上限10万円 *男性不妊治療（保険適用外）実施の場合上限30万円上乗せ	6回又は3回まで (※2)
先進医療	保険診療の治療と併用して実施した先進医療（保険診療分は対象外） ※治療開始時の妻の年齢が43歳未満のものに限る	上限10万円	6回又は3回まで (※2)
回数上限又は年齢上限超過	治療の回数上限又は年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療	上限20万円 *採卵を伴わない場合は、上限10万円 *男性不妊治療（保険適用外）実施の場合上限20万円上乗せ	3回まで
不妊症検査	不妊症検査（保険適用の有無は不問） ※治療開始時の妻の年齢が43歳未満のものに限る ※治療の一環として行われる検査は対象外	上限3万円 *1年以内に実施した検査は複数回分まとめて申請可能	1回まで

※1 助成回数は令和5年度以降に受けた回数の通算です。

※2 初めて治療を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回まで、40歳以上であるときは3回まで

申請方法

以下の書類を揃えて、裏面に記載の窓口まで提出してください。

- ① 福島県不妊治療支援事業助成金申請書（様式第1号）※申請者が作成
 - ② 福島県不妊治療支援事業助成金受診等証明書（様式第2号）※医療機関が作成
 - ③ ②の額を確認できる明細書等
 - ④ 夫婦であることを証する書類（住民票等）
 - ⑤ 住民票等夫婦の住所を確認できる書類
 - ⑥ 振込口座を確認できる通帳等の写し ※銀行名、支店名、預金種別、口座番号、名義人
- ※世帯の状況や他自治体の助成金受給歴によって追加で書類が必要な場合があります。

住所・続柄の記載がある住民票謄本なら1通で済みます。
概ね3か月以内に発行したものを
ご準備ください。

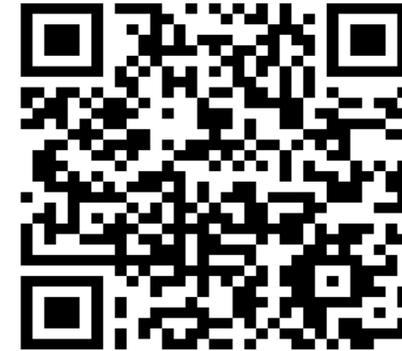
申請期限 令和7年3月31日まで ※治療や検査が年度内に終了しない場合は御相談ください。

申請書の提出先や相談窓口等については裏面をご覧ください

- ・ 福島県の助成事業で、不妊症検査や自費診療での不妊治療に対して助成金が出る（条件あり）

- ・ 不妊症検査や不妊治療に対して独自で助成金事業を行っている市町村もあり

福島県 不妊治療及び不妊検査に関する 助成金について

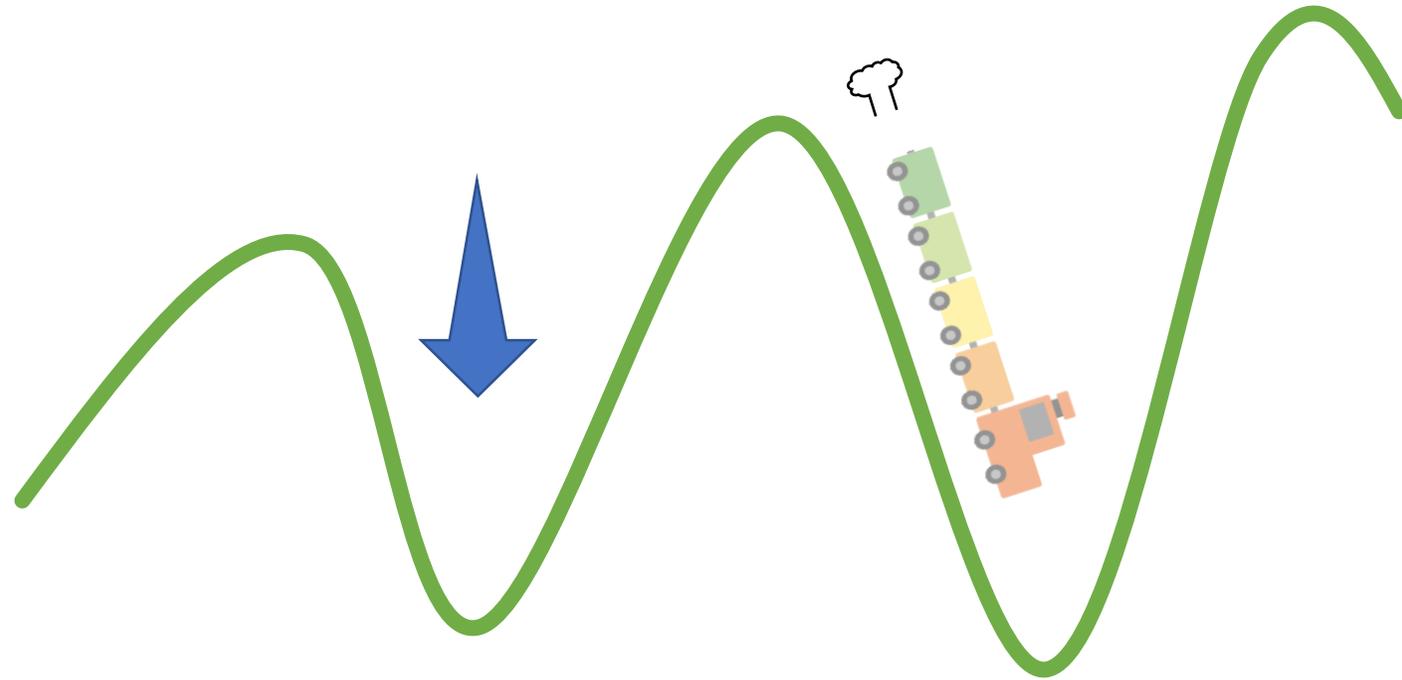


<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/huninn-joseikin.html>

不妊治療中の患者の心理状態



治療開始時



月経



治療が高度になる毎に期待は高まるが、不成功に終わった時の失望も大きい

いつゴールにたどり着くか分からない「出口の見えないトンネルに入っている」

不妊治療と仕事との 両立サポートハンドブック

～不妊治療を受ける方と職場で支える上司、同僚の皆さんのために～

はじめに

働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられますが、厚生労働省が行った調査によると、不妊治療と仕事との両立ができません11%の方が離職しています。不妊治療と仕事との両立を困難にしている要因としては、通院にかかる時間が読めないことや医師から告げられた通院日に外せない仕事が入るなど仕事との日程調整の難しさ、精神面での負担の大きさ等が挙げられていますが、企業や働いている人たちも、そもそも不妊や不妊治療についての認識があまりないために、企業内の支援制度の導入や利用が進まないことも考えられます。

このため、このハンドブックでは、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、不妊治療の内容や職場での配慮のポイントなどをご紹介します。

令和5年度 不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業



不妊治療連絡カード

事業主 殿

年 月 日

医療機関名

医師氏名

医師の連絡事項

(該当する事項に○を付けてください。)

下記の者は、

現在、不妊治療を実施しています。

または、

不妊治療の実施を予定しています。

【連絡事項】

不妊治療の実施（予定）時期	
特に配慮が必要な事項	
その他	

不妊治療と仕事との両立に係る申請書

上記のとおり、主治医等の連絡事項に基づき申請します。

年 月 日

事業主 殿

所属

氏名

事業主・人事部門向け

不妊治療を受けながら 働き続けられる 職場づくりのためのマニュアル

令和5年度 不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業



厚生労働省 不妊治療と仕事との両立について



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

福島県立医科大学病院 生殖医療センター
本田 明奈氏 の講義資料をお借りしました。
ありがとうございました。

自由記載より 「仕事と不妊治療の両立のために、会社や組織、社会に求めるもの」

不妊治療を受けている人に
寄り添ってくれる場所
(相談場所)

育休や産休のような休暇制度

同じ悩みを持つ方と交流
できる機会

晩婚化に合わせ、年齢制限も
柔軟に対応すべき

夫や妻だけでは治療にならない。
夫も治療に行きやすい社会

女性の上司に相談できたので
良かった。周りに相談できる
人がいることは大切。

若い世代のうちから最初の一通りの検査
だけでも気軽に受けにいけるような社会
になってほしい

治療を受けないと、子どもができな
い人がいることを理解してほしい。

治療が長期化すれば、お金もかかるので、
治療を続けたいが将来が不安。